

令和4年 第3回
教育委員会定例会会議録

令和4年3月14日（月）

港区教育委員会

港区教育委員会会議録

第2584号
令和4年第3回定例会

日 時 令和4年3月14日（月） 午前10時00分 開会

場 所 港区役所7階 教育委員会室

「出席者」	教 育 長	浦 田 幹 男
	教育長職務代理者	田 谷 克 裕
	委 員	中 村 博
	委 員	寺 原 真希子
	委 員	山 内 慶 太

「説明のため出席した事務局職員」	教育推進部長	星 川 邦 昭
	学校教育部長	湯 川 康 生
	教育長室長	佐 藤 博 史
	生涯学習スポーツ振興課長	河 本 良 江
	学 務 課 長	佐々木 貴 弘
	教育人事企画課長	瀧 島 啓 司

「書 記」	教育総務係長	佐 京 良 江
	教育総務係	藤 井 俊 輔

「議題等」

日程第1 審議事項

- 1 港区立生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則について
- 2 港区立生涯学習館条例施行規則の一部を改正する規則について
- 3 港区スポーツセンター条例施行規則の一部を改正する規則について
- 4 港区立運動場条例施行規則の一部を改正する規則について
- 5 港区立武道場条例施行規則の一部を改正する規則について
- 6 旧港区立青山児童館等用地の用途変更（所管換）について
- 7 職員の服務について（非公開）

日程第2 教育長の臨時代理に伴う報告事項

- 1 東京都におけるまん延防止等重点措置を踏まえた箱根ニコニコ高原学園の対応について

日程第3 報告事項

- 1 令和4年第1回港区議会定例会の質問について

「開会」

○教育長 ただいまから、令和4年第3回港区教育委員会定例会を開会したいと思います。

(午前10時00分)

「会議録署名委員」

○教育長 日程に入ります。本日の署名委員は、田谷委員にお願いいたします。

まず、本日の運営について、お諮りをいたします。

日程第1、審議事項第7、議案29号「職員の服務について」は非公開での審議とし、日程を変更し、最初に審議を行いたいと思います。

また、審議事項のうち、改正理由等が共通している審議事項第1から第5までの5件の規則改正については一括して説明を受けてから質疑を行い、1件ずつ採決することとしたいと思いますが、ご異議はございませんでしょうか。

(異議なし)

○教育長 ありがとうございます。ご異議がないようですので、審議事項第7につきましては、港区教育委員会会議規則第13条第2項の規定に基づきまして非公開とし、日程を変更し、最初に審議をいたします。

また、審議事項第1から第5までにつきましては、港区教育委員会会議規則第14条第2項の規定に基づき、一括して説明を受けた後に質疑応答を行い、その後1件ずつ採決することとします。

日程第1 審議事項

7 職員の服務について(非公開)

○教育長 それでは、日程第1、審議事項に入ります。これより非公開の審議に入ります。

(非公開審議)

- 1 港区立生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則について
- 2 港区立生涯学習館条例施行規則の一部を改正する規則について
- 3 港区スポーツセンター条例施行規則の一部を改正する規則について
- 4 港区立運動場条例施行規則の一部を改正する規則について
- 5 港区立武道場条例施行規則の一部を改正する規則について

○教育長 それでは、次に議案第23号「港区立生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則について」、議案第24号「港区立生涯学習館条例施行規則の一部を改正する規則について」、議案第25号「港区スポーツセンター条例施行規則の一部を改正する規則について」、議案第26号「港区立運動場条例施行規則の一部を改正する規則について」、議案第27号「港区立武道場条例施行規則の一部を改正する規則について」説明をお願いいたします。

○生涯学習スポーツ振興課長 それでは、港区立生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則等について、ご説明いたします。恐れ入ります、議案第23号の最後にあります本日付議案資

料ナンバー1-3を御覧ください。本件は、令和5年度に予定している港区施設予約システムの更新に向け、申請様式を改める「港区立生涯学習センター条例施行規則」の他、関係規則の一部を改正することについて、ご審議いただくものでございます。

項番1「改正理由」でございませう。令和5年度に予定している港区施設予約システムの更新に向け、港区施設予約システムを利用する各施設において、一度の申請で複数の施設を利用登録できるよう利用登録の共通化を図るため、関連規則の一部を改正いたします。

項番2「改正する規則」でございませう。港区立生涯学習センター条例施行規則、港区立生涯学習館条例施行規則、港区スポーツセンター条例施行規則、港区立運動場条例施行規則、港区立武道場条例施行規則でございませう。

項番3「改正内容」でございませう。資料1-2、新旧対照表を御覧ください。第1号様式を改めます。2枚目に新様式、3枚目に旧様式でございませう。申請書の統一化によりまして、暗証番号欄等が追加されてございませう。なお、港区スポーツセンター条例施行規則など、スポーツ施設の申請書におきましては、現在複数の申請書がありますけれども、これを1枚に改めております。

項番4「施行期日」は、令和4年4月1日でございませう。

簡単ではありますうが、説明は以上です。よろしくご審議の上、ご決定くださいますよう願ひいたします。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見等はございませうでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、採決に入ります。採決はそれぞれに行います。

まず、議案第23号について、原案どおり可決することにご異議はございませうでしょうか。

(異議なし)

○教育長 それでは、議案第23号については、原案どおり可決することに決定いたしました。

続いて、議案第24号について、原案どおり可決することにご異議はございませうでしょうか。

(異議なし)

○教育長 議案第24号については、原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第25号について、原案どおり可決することにご異議はございませうでしょうか。

(異議なし)

○教育長 議案第25号については、原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第26号について、原案どおり可決することにご異議はございませうでしょうか。

(異議なし)

○教育長 議案第26号について、原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第27号について、原案どおり可決することにご異議はございませうでしょうか。

(異議なし)

○教育長 議案第27号については、原案どおり可決することに決定をいたしました。

6 旧港区立青山児童館等用地の用途変更（所管換）について

○教育長 次に、議案第28号「旧港区立青山児童館等用地の用途変更（所管換）について」説明をお願いいたします。

○生涯学習スポーツ振興課長 それでは、「旧港区立青山児童館等用地の用途変更（所管換）について」ご説明いたします。

本日付資料ナンバー3の2枚目を御覧ください。本件につきましては、令和4年1月26日開催の令和4年第2回港区教育委員会臨時会におきまして、北青山三丁目地区の市街地再開発事業の中で、スポーツ施設を整備することをご審議、ご了承いただいております。

本日は、整備予定地にあります旧青山児童館等の土地及び建物を港区公有財産管理規則第43条の規定に基づきまして、教育委員会事務局教育推進部に用途変更、所管換することについて、ご審議いただくものでございます。

項番1「用途変更（所管換）する財産の表示」でございます。旧青山児童館の土地は342.94平方メートル、建物が601.75平方メートル。旧青山保育園の建物は1,189.11平方メートルなど、詳細は記載のとおりでございます。

項番2「財産の現況」でございます。児童館及び保育園移転後の令和2年4月1日から、北青山三丁目地区の市街地再開発事業における活用方針の検討のため、企画経営部所管の行政財産及び普通財産でございます。旧青山児童館は、1階をMINATOシティーフマラソン物品倉庫として利用してございます。旧青山保育園は、未使用でございます。

項番3、項番4、用途変更の理由及び用途変更予定日でございます。本件土地及び建物はスポーツ施設予定地として活用することから、本件土地及び建物を教育委員会事務局教育推進部生涯学習スポーツ振興課に用途変更し、教育財産として管理いたします。用途変更予定日は、令和4年4月1日でございます。

簡単ではありますが、説明は以上です。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見等はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、採決に入ります。議案第28号について、原案どおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

（異議なし）

○教育長 ご異議がないようですので、議案第28号については、原案どおり可決することに決定をいたしました。

日程第2 教育長の臨時代理に伴う報告事項

1 東京都におけるまん延防止等重点措置を踏まえた箱根ニコニコ高原学園の対応について

○教育長 日程第2、教育長の臨時代理に伴う報告事項に入ります。「東京都におけるまん延防止等

重点措置を踏まえた箱根ニコニコ高原学園の対応について」説明をお願いいたします。

○学務課長 それでは、臨時代理資料ナンバー1を御覧ください。「東京都におけるまん延防止等重点措置を踏まえた箱根ニコニコ高原学園の対応について」でございます。去る3月4日に教育委員会の権限委任に関する規則第3条に基づきまして、教育長による臨時代理が行われましたので、本日報告をさせていただくものでございます。

内容につきましては、ニコニコ高原学園を臨時休館とするということで、期間については、3月7日から3月21日までになってございます。

「臨時休館の理由」につきましては、「不要不急の都道府県間の移動の自粛」の実効性を担保するためということで、周知方法としましては、3月5日より、SNS等を活用して広く周知を行います。

報告は以上でございます。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見等はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、教育長の臨時代理に伴う報告事項については、報告どおりご承認いただくことで、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、教育長の臨時代理に伴う報告事項については、ご承認を頂きました。

日程第3 報告事項

1 令和4年第1回港区議会定例会の質問について

○教育長 次に、日程第3、報告事項に入ります。「令和4年第1回港区議会定例会の質問について」説明をお願いいたします。

○教育長室長 こちら、去る令和4年2月17日、18日におきまして、第1回港区議会定例会にて7名の議員から11問の質問がございました。教育長答弁をまとめておりますので、資料を御覧いただきたいと思います。報告資料ナンバー1になります。その中から、三つ程紹介をさせていただきます。

まず、3ページになります。2番の「子どもたちの意見を政策に反映する取組について」ということで質問がありました。質問内容は、「子ども目線での意見を聞き、政策に反映していく事が、コロナ過のような複雑な問題が起こっている現在において大切であり、誰一人取り残さない取組である」と。「日常の不安から、まちづくり、公園の整備に至るまで、子どもたちがいつでも意見を言える場の提供、寄り添う取組が出来れば素晴らしいと思う。教育長のお考えをお聞かせください」という趣旨の質問でした。

教育長の答弁としましては、「現在、小・中学校では、オンラインでも日常の不安を発信できる環境を整備している。模擬請願などの主権者教育の授業において、身近な地域の課題解決について自

らの意見を提言する学習を実施したり、学校生活の改善に向け、生徒会等で子どもたちが意見表明できる機会を確保しています。加えて、児童・生徒が学校生活の改善点や地域の課題などについて、今まで以上に自分の意見を表明できる身近な機会を創出し、子どもたちの意見を受け止めた施策等の展開ができる仕組みについて検討してまいります」という答弁をしております。

4 ページを御覧ください。こちら、「子どもたちの体力の向上について」ということで、質問者は「コロナ禍の生活に関する実態調査の結果から、幼・小・中合わせて52%の保護者の方が、体力の低下を感じると考えています。こうしたアンケート結果を受けて、区として子どもたちの体力を向上させるよう取り組んでいただきたいと思います、教育長のお考えを」という質問の内容でした。

教育長の答弁です。「教育委員会は、子どもたちの体力低下を重点的に解決すべき課題として掲げており、これまでも運動に親しみながら体力向上を図れるよう、クライミングウォールの導入などの取組を進めております。また、昨年10月からは、外部事業者と連携した放課後運動教室を実施しており、来年度以降、準備が整った学校に順次、拡大していく予定。今後も授業内はもとより、休み時間や放課後等においても日常的に運動に親しむ機会の確保など、子どもたちの運動の習慣化を目指した特色ある取組を積極的に支援してまいります」という答弁になります。

もう一つ報告をさせていただきます。8 ページになりますけれども、こちらが「区立小・中学校の学級運営について」ということで、質問者は「学級が落ち着かない状況になってしまう問題が、たびたび起きている。組織として学級運営を担う仕組みが必要ではないか。今後教員や講師等の人材確保が劇的に改善することが期待できない中で、学級運営安定のための教育委員会の取組を聞かせてほしい」ということです。

教育長の答弁ですけれども、「教育委員会は、職層に応じた研修会を充実するとともに、ハイパーQI等を実施しています。また、指導主事による学校訪問及び指導助言等、学校が組織的に学級運営を推進できるよう支援しています。さらに、区独自で令和4年度から実施する教科担任制では、教員の専門性を生かした授業の質の向上、担任以外にも複数の教員の目で子どもたちの様子を把握してまいります。今後、効果の検証とともに、調査結果を活用するなど、児童・生徒がより充実した学校生活を送れるよう学校を支援してまいります」という答弁をしております。

そのほかありますけれども、御覧いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

ご報告は以上です。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問等はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、この報告事項は以上とさせていただきます。

「閉会」

○教育長 本日予定している案件及び報告事項は全て終了しましたが、委員または説明員の皆さんから、その他何かございますでしょうか。

なければ、これをもちまして閉会といたします。

次回は、臨時会を3月28日10時から、オンラインでの開催を予定しています。よろしくお願いいたします。

会議録署名人

港区教育委員会教育長 浦田 幹男

港区教育委員会委員 田谷 克裕